

記帳事務委託契約書

安積町商工会（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）との間に、次により事務の委託契約を締結する。

- 第1条 乙は甲に対し、乙事業所の次の事項を委託し、甲はこれを受託する。
（1）記帳及び決算までの経理の事務につき継続して代行し、指導すること並びに記帳機械化事務を行うこと。
（2）その他、乙において特に委託した事項の指導業務。

- 第2条 乙は甲に対し事務委託手数料として、安積町商工会運営規約の定めるところにより月.....円を平成.....年3月末日までに甲に納付する。
2 甲がその受託事項に要した費用は、一切乙が負担するものとし、甲の請求があった場合は、これを前払する。

- 第3条 甲は乙の秘密を守り、他に漏らしたり不利益になることをしてはならない。

- 第4条 本契約の期間は、令和.....年4月から翌年3月までの1ヶ年とする。

- 第5条 甲及び乙は相手方に対し、1ヶ月前までに書面により通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

- 第6条 この契約の定めるもののほか、必要な事項は甲及び乙が協議の上定める。

この契約の成立を証するため、本証書2通を作成し記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

I.記帳代行手数料

(税抜)

区 分		基 準	金 額	該当に ○をつ ける	記帳代行料
1	基本料金	一律	3,000円/月		
2	日計表・出納帳の状況	日計表・出納帳の起票が正 確で、現金管理され計算ミス が無いもの	0円/月		
		上記以外のもの	2,000円/月		
3	取引件数/年 (前年度取引数を基礎とす る)	800件未満	2,000円/月		
		800件以上1,500件未満	2,500円/月		
		1,500件以上	3,000円/月		

*上記の区分、1~3の基準に該当する金額の合計を月次手数料とする。

事務委託手数料

II.記帳代行手数料

(税抜)

区 分		基 準	金 額
1	法人記帳代行手数料	一律	9,000/月